

委員会提出第1号議案

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月26日提出

豊岡市議会議長 浅田 徹 様

提出者 豊岡市議会議会運営委員会
委員長 岡本 昭 治

(理由)

市の組織改編に伴い、常任委員会の所管を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊岡市議会委員会条例（平成17年豊岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号オ中「(地域づくり施策及びジェンダーギャップ解消に関する事項に限る。)」を削り、同号キ中「会計課」を「会計室」に改め、同項第2号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同号オ中「観光文化部」を「産業経済部」に改め、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同項第3号ア中「観光文化部」を「産業経済部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

文教民生委員会が所管するくらし創造部の所管に関する事項を総務委員会に移管するとともに、組織改編に伴い、会計課を会計室に、観光文化部を産業経済部にそれぞれ改称すること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行すること。

豊岡市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに常任委員の所属）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 ただし、総務委員会、文教民生委員会及び建設経済委員会の所管は、 予算決算委員会の所管に係るものを除く。</p> <p>(1) 総務委員会 8人</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>くらし創造部の所管に関する事項（地域づくり施策及びジェン ダーギャップ解消に関する事項に限る。）</u></p> <p>カ 略</p> <p>キ <u>会計課の所管に関する事項</u></p> <p>ク～シ 略</p> <p>(2) 文教民生委員会 7人</p> <p><u>ア くらし創造部の所管に関する事項（総務委員会の所管に属する 事項を除く。）</u></p> <p><u>イ 略</u></p> <p><u>ウ 略</u></p> <p><u>エ 略</u></p> <p><u>オ 観光文化部の所管に関する事項（文化・スポーツ施策に関する 事項に限る。）</u></p> <p><u>カ 略</u></p>	<p>（常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに常任委員の所属）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 ただし、総務委員会、文教民生委員会及び建設経済委員会の所管は、 予算決算委員会の所管に係るものを除く。</p> <p>(1) 総務委員会 8人</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ くらし創造部の所管に関する事項</p> <p>カ 略</p> <p>キ <u>会計室の所管に関する事項</u></p> <p>ク～シ 略</p> <p>(2) 文教民生委員会 7人</p> <p><u>ア 略</u></p> <p><u>イ 略</u></p> <p><u>ウ 略</u></p> <p><u>エ 産業経済部の所管に関する事項（文化・スポーツ施策に関する 事項に限る。）</u></p> <p><u>オ 略</u></p>

(3) 建設経済委員会 7人

ア 観光文化部の所管に関する事項（文教民生委員会の所管に属する事項を除く。）

イ～オ 略

(4) 略

2～4 略

(3) 建設経済委員会 7人

ア 産業経済部の所管に関する事項（文教民生委員会の所管に属する事項を除く。）

イ～オ 略

(4) 略

2～4 略